

広島市安佐北区選挙管理委員会告示第19号
令和7年7月11日

令和7年7月20日執行の参議院議員通常選挙における高陽出張所期日前投票所の投票管理者の職務を代理すべき者の辞任に伴い、新たに選任する必要が生じたため、公職選挙法施行令(昭和25年政令第89号)第24条第1項の規定により、別紙のとおり選任しました。

広島市安佐北区選挙管理委員会
委員長 大本 和 則

(別 紙)

期日前投票所投票管理者の職務を代理すべき者

期日前投票所開設場所：高陽出張所

区分	日時	曜日	住所	氏名
新	令和7年 7月13日	日	広島市西区	七田 真人
旧	令和7年 7月13日	日	広島市安佐北区	上原 司